

令和6年度第4回甲賀市子ども・子育て応援団会議 会議録

日時：令和6年11月19日（火）
14時30分～16時00分
場所：甲賀市役所301会議室

1. 開会

2. 市民憲章唱和

3. 議事内容

発言者	内容
会長	本日は、素案の検討の最終回です。来週に答申ができますように、慎重なご審議をお願いしたいと思います。 それでは、会議に入る前に、会議の成立について事務局からお願いします。
事務局	・委員18人中10人の出席があるため、会議の成立を報告。 ・配布資料の確認。
会長	それでは、議事に入ります。次第3、議事（1）第3期甲賀市子ども・子育て応援団支援事業計画の素案について、事務局からご説明をお願いいたします。
事務局	それでは、本日の議題である「第3期甲賀市子ども・子育て応援団支援事業計画（素案）について」、事務局よりご説明いたします。資料をご覧ください。 今回の資料は、前回会議で委員の皆様からいただきました意見をもとに修正しましたので、その修正点を中心にご説明させていただきます。 まず、9ページをご覧ください。児童虐待相談の対応件数についてです。前回の資料では、上の表だけ掲載していましたが、年齢など、もう少し詳しくデータを載せるべきとのご意見をいただきましたので、下の図のとおり、子どもの年齢、主な虐待者の内訳などを追加データとして掲載させていただきました。 つぎに、10ページからの主な子育て支援策の状況をご覧ください。前回は、主要な事業の実績として、3事業だけ掲載しておりました。児童クラブ、こんにちは赤ちゃん事業、ファミリーサポートセンター事業の3つです。ご意見として、第2期計画における実績値が不足しているので、第3期計画の策定にあたって比較検討ができないとご指摘をいただきましたので、今回は、10ページから16ページにかけて、9事業の実績値を掲載させていただきました。そのうち、11ページ、12ページの児童クラブの実績値につきましては、各年度5月1日時点のデータとして、令和6年度の実績まで掲載しており

ます。こちらもご意見をいただいて修正したものです。

20ページには、現状からみた甲賀市の課題について、1ページでまとめております。現状の課題整理ができていないというご意見がありましたので、追加させていただきました。計画策定委員会で用いた、課題シートから抽出したものです。

つぎに、第4章、総合的な施策の展開においての修正です。28ページをお開きください。前回に待機児童対策と保育人材確保に力を入れるべきとご意見をいただきましたことから、②の待機児童対策の充実を追加し、つぎの29ページ、⑧保育人材の確保及び保育士体制の強化を追加しました。

この4章については、計画に数値目標がないこと、具体性に欠けることなど、厳しいご意見を多数いただきました。事務局としては、この計画をもとに、数値計画も盛り込んだ具体的な実施計画を毎年度作成して計画の進捗管理を行っておりますことから、本計画ではこのような記載になっていることについて、ご容赦いただければと考えております。具体的な計画の進捗管理の資料については、毎年、委員の皆様にもお示しして、進捗状況のご報告をさせていただく予定です。

つぎに、64ページからの保育の量と確保方策については、数字についてご指摘をいただいた部分について、再確認するとともに、再度精査させていただきました。

74ページからの児童クラブの量の見込みと確保方策については全体的に修正を加えております。先ほどご意見をいただいて令和6年度まで実績値を出したことをご説明しましたが、基礎データが増えましたので、量の見込みを再計算し、確保方策もそれに合わせて設定し直しました。

最後に、88ページの下半分、こども誰でも通園制度については、前回会議では量の見込みと確保方策をお示しできていませんでした。今回の資料では、量の見込みを算出し、それに対する確保方策を掲載させていただいております。以上、修正を反映した素案のご説明とさせていただきます。

今後の流れとしては、みなさまの修正意見を反映した今回の素案をご検討いただき、審議会の最終案として市のほうへ答申をいただければと考えております。

答申をいただければ、次は1月1日から1箇月間、パブリックコメント手続きで広く市民の皆様から意見聴取をする予定です。

本日いただいたご意見をうけて、修正をしたうえで、パブリックコメント手続きにかけたいと考えております。

パブリックコメントを実施して、修正すべき意見があれば修正し、市長決裁を経て、年度末の3月には計画が策定できるように進めたいと考えております。委員のみなさまにも、完成した計画をお届けしてご報告させていただく予定です。

以上、計画の素案についてのご説明といたします。修正した素案について、ご確認いただき、ご意見くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

会長	今回新たに修正、追加された部分も含め、ご意見ございましたらお願いします。 まず私の方から1点、9ページです。虐待の数が年齢とともに一覧表がありますが、年々増えています。発見が増えているのでしょうか、それについての対策はどこにありますか。20ページには課題というものがありますが、ここに虐待というような文言が入っていないように感じます。その辺りの整合性、また、小学生に虐待が増えている理由が分かりません。説明をしてください。
事務局	まず、計画の第4章での虐待対策の記載についてです。34ページをお開きください。こちらは、基本方針3、子どもの権利の保障ということで、今回、基本方針に掲げた部分です。虐待対応についても含め、子どもの権利の保障に力を入れるという思いで、基本方針の中に格上げいたしました。その中で、34ページの④と⑤、要保護児童対策の充実と、虐待発生予防に向けた取り組みが、直接的に虐待対応に関する計画についての記載です。 また、課題の中に虐待が入っていないのではないかというご指摘については、おっしゃる通りです。ここに入れることについては、再度検討いたします。 もう1点、小学生に増えているということです。実際に令和元年度から見ると、小学生については増えている傾向でございます。また、小学生の数が非常に多いですが、年代別、ステージごとに区切っているのも、0から3歳、3歳から学齢期は3歳刻み、小学生は6年生まで含み6歳分が含まれております。そういった点で、小学生の数が非常に多く見えてしまいます。
会長	まず、数字の見方について、今の解釈は少し違います。教科書的な知識では、0歳から6歳は大体6割です。それが平均値なので、それよりも多いかどうかという観点で見なければいけません。3学年、3学年、6学年ということではなく、0歳から6歳で総数の大体6割が発生しているので、それに比べ小学生が多いのではないかと言っています。小学生がなぜ多いのかは、分からないのですか。それとも最近のそのような傾向なののでしょうか。
事務局	先ほどの説明の通り、どの年代も増えていますが、特に小学生が多いのは、学校の先生方に虐待について早期発見のご協力をいただいております、先生が気付かれて、虐待かどうか分からない時点で通告をいただいているので、令和5年度についてはこのような大きい数字になったのではないかと分析しています。
会長	通報の件数なのですか。虐待と認知した件数ではないのですか。
事務局	確認します。
会長	34ページについて、これだけ増えています、④、⑤は前回から変わっているのでしょうか。ご説明をしてください。
事務局	④、⑤については、前回から大きく変えたところはありません。ここでは、来年度から始める虐待対応の要として、こども家庭センターの設置を予定しており、本来はその表記を次の5か年に向け記載すべきだったと考えま

	す。その点、再検討いたします。
会長	件数が5年で1.5倍ぐらい増えているので、それについての対策も必要ではないでしょうか。これだけでなく他のものもすべて関連するのでしょうか、その辺りが明確に書かれていると良いと思いました。 2つ目です。11ページについて、前回も話が少し出ましたが、例えば11ページの甲賀区域で100%を超えているのは、入れないということでしょうか。しかし実態としては入っているという話だったと思いますが、それをどこかに書いておくという話ではなかったでしょうか。計画値より実績値の方が多いというのは、入れないということでしょう。
事務局	対計画比の合計が100%を超えているということは、計画を上回っており、溢れているように見えますが、実際には計画に載せていた数値よりも定員を最終的に多めに確保しており、実際に入られた数を実績値になっております。ですので、対計画比100%を超えているところは枠を拡大して受け入れができたところです。その旨を記載するということでしたが、抜けておりましたので追加いたします。
会長	よろしくお願いします。それから、28、29ページ辺りについて、保育士の人材が足りないということで、その強化策は書かれているのでしょうか。前回の5年の計画とは違うのでしょうか。
事務局	今回追加したのが、29ページの⑧の部分です。保育人材の確保及び保育士体制の強化ということで、具体的なメニューは書いていませんが、人材確保を従来から支援を強化することを記載しております。研修の実施や保育支援員の配置などで負担軽減等に取り組む、という言い方で追加しております。
会長	これで集まりそうなのですか。計画の段階から集まらないようであれば、計画の中をこうやっておかないと。
事務局	令和6年度も実施している状況です。前回、委員長おっしゃられたように、人材確保は難しい状況というのは十分認識した上で、この施策を計画し、また、新たな施策があるのであれば検討していく計画になっています。
会長	前から言っているように、保育支援員などの制度を創設していくということ、ここに新たな取り組みを計画するようなことを一言書いておいてもらえると、他市は保育支援員などのいろいろな形で援助されているところもあります。その長所と短所は分からないので、取り入れて良いかどうか分かりませんが、保育人材は不足しているので、その辺りがもう少しほしいと思いました。 それから、最後の88ページのこども誰でも通園制度について、数字が出ていますが、この数字の計算方法と確保方策は初めて出て来たので、詳しく説明をしてください。どのような制度で、令和8年度から始まるのでしょうか、これはどういう計算をするのでしょうか。
事務局	誰でも通園制度の本格実施は、令和8年度からでございます。国からもこの通園制度の8年度の本格実施に向け、調査等も来ています。必要定員数や利用定員数は、この秋に基本的な算出式により算出します。

会長	まずどのような制度でしょうか。詳しく教えてください。
事務局	こども誰でも通園制度については、年齢は3歳未満の子どもです。保育園に入園されていないが、誰でも通園制度を利用して保育園に通われる形のものでございます。国が8年度の本格実施に向け、各市町に8年度から開始ができるように計画的に整備をなささいということで、いろいろな調査も含め来ているところでございます。その中で、10月ごろに定員数とそれに対する整備の量の調査がございました。量の見込みについては、基本的な算出式が国から示されましたので、それに基づき量を算出し、それに対し甲賀市の各保育園、地域も含め、受け入れられる施設数、人数を算出し、こちらに載せております。実際にそれだけの人数がどの施設で受けられるのか、計画の段階ではありますが、国の調査に基づいた計算式でまずは計画を立てました。
会長	私の理解が不足していますので、質問をしますので教えてください。まず、0、1、2歳でしょうか。
事務局	はい。
会長	行くのは、1時間でも2時間でも良いのでしょうか。通うスタイルはどのようなものがありますか。
事務局	まだ国も検討中のようですが、試行段階では、1時間でも2時間でも良いですが、最大で月に一定の限られた時間があります。
会長	何時間ですか。
事務局	月10時間です。今は試行段階なので、例えば、「この保育園は木曜日しか受け入れられません」など、そういうような形でも良いので試験的にやってみようというテストが始まるようです。
会長	始まるんですね。この43というのは、1日に甲賀市内で43人の子どもが通うということですか。
事務局	この人数は、年間の人数です。
会長	1年300日ほどあるうちで、ですか。どういうことですか。
委員	誰でも通園制度は、今は試行事業で、県内では醒井保育園という米原の保育園で仮にやっています。いろいろな問題を精査するために、プレ事業をしています。事務局もおっしゃったように、月10時間しか使えません。ただ、制度趣旨は、すべての子どもの育ちを応援、と簡単に書いていますが、誰通の本来の目的は、一時保育を使えばよい方もいますが、一番重要なところで、保護者の孤立した育児の不安を支援するというのが原則です。ですから、放っておいても一時保育を利用される家庭は良いのですが、外へ出て来られない親、家庭の中に引きこもって自身の支援が必要であろうという人たちにも、くまなく手を広げましょうという趣旨です。これが誰通の一番の目的です。0歳から2歳までの未満児を預かる中で、月10時間しか使えないのは問題です。令和8年

	度であれば43、これは年間の人数だと私も思います。
会長	年間というのは、何回行っても一人ということですか。
委員	そういうことです。
会長	この単位はこれで良いのですか。人と日。
委員	43人、年間ということですか。
会長	単位は年ですか。算出の方法はどうやっているのですか。
事務局	国から示されている計算式は、対象年齢、0歳6か月から3歳未満の子ども、掛ける、月10時間を定員一人一月あたりの受け入れ可能時間数を、国は月176時間を基本として、それで割るという計算式で求めなさいとなっています。
会長	初めての方はこれでは分からないので、詳しく説明があると良いと思うので、またよろしく願いいたします。私の質問は以上で、事務局が修正、加筆されたところでご意見やご質問がございましたら、お受けします。いかがでしょうか。
委員	会長が言われたことと全く一緒ですが、追加していただいた9ページに虐待を受ける子どもの年齢表が出ていますが、前回上だけが出たときも思いましたが、こうやって詳しい表を載せると、この数字を見たときに、4年度と5年度を比べ、中学生に注目すると、通報であれ認知であれ、中学生の年代で虐待を受けている子どもが1.5倍になっています。そして、虐待者の内訳ではやはり両親が多いです。これを見たときに、5年度がすごく増えていると驚きます。しかしそのことが、20ページの甲賀市の現状から見た課題についての中では、虐待という言葉が課題として挙がっていないのではないのでしょうか。市が策定するときに、この虐待の現状を課題としてとらえなければならないと思います。2番の相談環境の整備の辺りを見ると、地域全体での支援体制強化が重要です、と打ち出していますが、これが虐待に関わるのかどうかは見た者が勝手に判断しなければなりません。そして先ほど、虐待の対策として何も掲げておらず、こども家庭センターを今日初めて聞きましたが、これも書かれていないとそのことは何も分かりません。課題だとはっきりと誰が見ても思うことについては、きちんと言葉として挙げ、向こう5年間はその解消のためにこのようなことをやりますという筋道が通っていないと、現状は現状、調査は調査、課題や方策は平年通りという他の結果も共通している部分があるのではないかと非常に心配です。 あと、アンケートの回収率については、前回も思いましたが、現状なので課題や方策に入れるべきか分かりませんが、今回の策定をする図を示されたときに、市民のニーズ調査を踏まえてと書いていますが、前回の回収率からすると

	今回はかなり回収率が落ちています。その調査の方法について、次に策定するときにはどういう手立てを打つべきか、調査していただいたメンバーが総括して次をつなげることを決めておかないと、人は変わり、また同じ内容で調査するとなったら、結局回収率は下がっていく傾向が見て取れると思います。 最後もう1点、私が関係する児童クラブでは、現状は令和6年度まで数字が挙がっていますが、この計画は7年度から5年間なので、来年度の申請者数もこれを策定するときには出ていると思います。なので、来年4月の児童クラブに通う子どもたちの数も載せると、今後どのような施設面でどのような手立てが必要か、定員がどうかなどの見通しが立ってくるのではないかと。市としては高止まりで考えておられるのか、少しずつ増えると考えておられるのか、6年度までだと、7年度以降のことが図りかねます。この3点を要望します。
会長	事務局、何かございますか。
事務局	虐待が課題として挙がっていない点については、確かに課題に明確に取り上げるべきだったかと思いますので、検討いたします。こども家庭センターが明記されておらず説明のみという点についてもご指摘通りだと思いますので、その点を明記するように修正いたします。 アンケート調査の回収率については、対策を挙げられれば良いのですが、対策が今すぐは難しいという点がございまして、検討いたします。 最後に、児童クラブの7年度の申し込み数が出ているので、その点は加味、考慮できるのではないかとご指摘ですが、ご指摘通り、はっきりと7年度の数字をそのまま置いたわけではありませんが、7年度の申し込み数が出ているので、そこに近づくように補正をしまして、74ページからの7年度の量の見込みと確保方策については、実際の申し込み数に近い数字を置いております。計画は推計ということで申し込み数そのものを置いたわけではありませんが、それに近づくよう補正をかけたものです。
会長	その辺りも修正してください。 最初の修正点、加筆点に関して何かご意見ございますか。
委員	88ページのこども誰でも通園制度について、概要は簡単に書いてあると思いますが、私の解釈としては、できれば今申し上げましたように、保護者の孤立した育児の不安を支援することを目的に、子どもが家庭以外の場で家庭以外の人と接する機会を設け、心身の発達を促すというような、一時保育とは別だということを明記していただき、誰が見ても分かるほうが良いのではないかと思います。大変悩みどころです。一時保育とこども誰でも通園制度のすみわけ、どういう使い方をされるのだろうか。特に甲賀市は、この4月から一時保育を無償化されています。この辺りは、他市町では一時保育は有料化になっており、どちらかというとこども誰でも通園制度のほうが無償化であろうと思っております。孤立した育児の家庭を支援するので、こちらを無償化し、リフレッシュを目的とする一時保育は一部お金を取っても良いと思います。この4月から無償化されているのでその辺りのすみわけ、また、月10時間しか使えないこども誰でも通園制度は、その後一時保育を申し込んでおけば継続できるの

	か、使い方を考えておかなければ混乱するだろうと思います。もう後戻りできないのであれば、一時保育も無償、こども誰でも通園制度も無償という方法しかのではないかと思います。甲賀市としての課題なのではないかと思います。
会長	分かりました。いかがですか。
事務局	参考にしながら、令和7年度においては、こども誰でも通園制度も試行運用という形も視野に入れて検討を進めていこうかと考えております。委員がおっしゃられた通り、一時預かりのこともあるので、整理した上でこの一文の書き方、委員がおっしゃられたことは、上の資料に書いています。具体的にはこういう目的ですという書き方は検討いたします。
会長	ここはもう少し詳しく書いていただいて、有償、無償について今回は書けないと思いますので検討課題とし、令和8年度から実施ということで、その辺りもよろしくお願いいたします。 その他ございますか。この素案全体について、ご意見頂戴したいと思います。順番にお願いします。
委員	全体から思うことは、過去5年間と比べ変わったところとして、特に小さなお子さんについては両親ともに働かれる方が増えていると思うので、相談や子育て支援拠点に関してはやはり土日祝、または、夜間の相談体制等をこれからは充実させていく方が良いと思います。ここには個別に書かれてはいませんが、多様なニーズに対応すると書かれているので、その辺をお考えいただければと思いました。
会長	事務局、何かありますか。
事務局	おっしゃるように、多様なニーズに対応ということで、SNSを利用することもできるので、そういったことも含め検討いたします。
会長	委員、何かありますか。
委員	前回も申し上げましたが、子どもという概念は0から17歳までですか。市の子ども子育てというのはやはり、次世代を育成していくために若者という観点をに入れていただかないと、県は29歳までとなっています。この計画でなくて構いませんが、いつかは若者というところに視点を当てていかなければ、現状を対応しているだけの計画のように見えます。結婚や子どもが生まれる前からの政策をどうするのか、男女の出会いなどいろいろなことを考えていかなければ、現状を支えている計画にしか見えません。今後、甲賀市として人口を増やしたいという思いがあるのであれば、子ども、若者の支援計画のように、幅広くやっていくのも一つの手だと思います。
事務局	ありがとうございます。委員のおっしゃった通りです。県も、他市町も子ども若者という国の方針に従い進めています。甲賀市においても来年度以降、こども計画、子ども基本条例の策定を考えておりまして、その段階で子ども・若者と枠を広げる予定です。今回の計画については、一旦は対象を若者まで広げることを検討しましたが、あくまで子ども・子育て支援法の枠内で計画を策定

	いたしました。来年度以降、ご指摘の通り若者も視野に入れて進めますので、よろしくお願いいたします。
会長	いずれにしても少子化が進んでいるので、その辺りの対策は必要でしょう。次に委員、ご意見をお願いいたします。
委員	私はこれで良いと思います。
会長	委員、お願いします。
委員	32ページの中学生と乳幼児のふれあい機会の充実としていますが、私は長女が15歳、次女が13歳のときに長男を産みました。そのとき長女と次女の中学生の友達が、赤ちゃんや小さい子どもが珍しい年代なのです。家に遊びに来て、弟の面倒や、子どもの面倒を見てくれました。それで良い経験をさせてもらったということで、保育士になった方もいらっしゃいます。中学生と乳幼児のふれあいの機会はすごく良いことだと思っています。私は、雲井の保育園に朝晩送り迎えをしています。中学生とのふれあいは、どういうところで、どういうふうに考えてらっしゃるのか。中学生の職場体験のときに、2、3人の中学生が年に1回来ているのは見たことあるのですが、普段の中学生と乳幼児のふれあいというのはどのように考えていますか。
委員	学校教育課がこの場に居合わせていないので、申し訳ありません。学区における中学校は把握されていると思いますので、どのような関わりがあるのか確認して、お答えしたいと思います。
会長	一般には、中学生が幼稚園に行って一緒に遊ぶなど交流する形が中心です。職場体験などで幼稚園に行かれる場合もありますが、それとは別で中学生が幼稚園に、というのが大体です。それから「5・5交流」と言って、5歳児と5年生が交流するような場もあります。その辺りは、多分、滋賀県全域で実施されていると思います。それによって保育士さんが増えていることは事実なので、さらに充実させてほしいと思います。
委員	ありがとうございます。
会長	それでは委員、お願いいたします。
委員	事業内容はあまり分からないので、書きぶりについて何点か申し上げます。1ページ、計画策定の趣旨ですが、先ほどから話が出ている解決すべき課題について書かれています。虐待、引きこもりなどの家庭問題、地域社会でのつながりの希薄に関する問題が生じ、解決すべき課題となっています。解決すべき課題とはっきりと認識している以上、20ページの甲賀市の課題とありますが、児童虐待、引きこもりについては言及がありません。計画策定の趣旨というからには、はっきりと問題として認識をして、解決すべき課題となっていますという以上は、課題としてとらえ、明確にしておかなければ、一般の市民としてはこの計画は何についてなのかと感じられます。 それと、1ページ2段落目、近年の重要な展開として、という表記は違和感

	があります。例えば、これらの問題にかかわる国の施策として、という文言はどうでしょうか。これらの問題にかかわる国の施策として令和5年4月には子ども基本法が、というようなふうが、理解しやすいかと思います。 それから、この前申し上げた、文章中に年度が、例えば5年度とありますが、下から5行目、5年というのをさかのぼると、1行目の令和5年しか出てきません。文章が終わっているの、次の文章ではもう一度令和5年4月と言った方が読みやすいです。文章を読む場合その方が良いです。次の同年12月、は同年で良いと思います。それと2ページ、3番の計画の対象について、「計画の対象は」で始まり最後が「対象とします」で終わっています。対象は対象とする、はかぶっている感じがします。本計画はときて、最後に、対象としますが良いかと思います。 次の3ページ、この計画の期間で、期間という場合は、いつからいつまでというのが計画の表記として分かりやすいです。令和7年度から令和11年度まで、と表示したほうが分かりやすいと思います。 それと、育成事業、11ページの上から2行目、令和4年、6年となっていますが年度なのか年なのか。どちらなのか検討してください。 それと23ページ、(4)家庭における子育て力の向上について。子どもの生活習慣は家庭が基本的に教えなければいけないと思いますが、3つめの○は最初に、そういうことを認識してもらうために最初に書いておく方が良いかと思います。1番目の○の、事業主に対する意識啓発に関連して重要なことがあります。基本的にその3つ目の○を最初に書くと良いと思います。以上を検討おねがいします。
事務局	多数のご指摘をいただきました。おっしゃる通りの箇所がほとんどですので、その通り直します。また、パブリックコメントをするにあたって、再度、計画全体を精査したいと思います。ありがとうございました。
会長	委員、何かありますか。
委員	回収の方法ですが、7年度からということは、令和10年の後半には次回策定のアンケート調査をどうするか、準備しなければいけません。今回は前回と比べ、就学前は8.2%も回収率が悪く、就学児童は5.1%も下回っています。これは外国籍の人が増え、抽出なので、そのようなマイナスの要素があるのではと予想します。具体的な対策はないということでしたが、数を増やしたら回収率が上がるということではないと思います。経済的な面もあります。例えば、50%を目標にするなら、郵送にはあまり期待せず、例えば幼稚園、保育園、小学校などのPTA役員さんに、個人は特定しないので今後の施策のために協力をお願いしますと言い、回収率が高い方法と合わせクリアしていきたいなど、具体的な数字で手立てを打たなければ、間に合わないと思います。そろそろ準備しなければならないとなると、そのようなことは急にはできないので、事前の準備がいます。今回も調査されて、あまりに膨大な項目なので、受け取った方が「うわっ」と言われたことが目に見えます。そうすると、甲賀市の今回とこれからの5年間の課題に関連する項目に絞るなど、前回

	と今回であまり変化がなかったものは削除するなど、項目の削減についても同時に検討していかなければいけません。また検討し実施していただければありがたいです。
事務局	アンケートの回収率を上げる方法として、ご指摘いただきましてありがとうございます。郵送のみ、またWEBのみではおそらく同じことになりますので、ご指摘いただいた、配布する方法を工夫するなどを含め、次回までに、今回の反省から実感があるうちに次につなげられる課題を検討し、他市町の状況も調査し、次に引き継げるものを用意してまとめておきたいと思います。ありがとうございました。
会長	ほかに何かございますか。
委員	2ページの3に、計画の対象は子ども（0歳から18歳）と書いてありますが、58、59、60ページは、高校生15歳から17歳と書いてあり、1歳ずれがあります。気にするなという話かもしれませんが。
会長	児童福祉法では0歳から18歳だったと思いますので、それに合わせていると思います。
事務局	この点は、法律を確認し、子ども・子育て支援法で定義している子どもというのは、18歳に達する日以後の最初の3月31日までにある者ということです。この法は特別に、18歳は成人ですが、18歳になってから次の3月31日、いわゆる高3までが対象になっています。他の法に定義している子どもとずれはありますが、あくまで子ども・子育て支援法に基づく計画の対象ということです。正確には18歳に達した次の3月31日とそこまで書かず、あいまいに書いてしまいました。
会長	今の説明をどこかに書いておきましょう。そうしたらつながっていきます。
事務局	法の根拠条文を示し、そこを見れば分かるような形で記載を修正します。
委員	59、60ページには、あえて高校生と書いているので、高校生17歳から18歳でも良いのですよね。3月の年度末まで含むということであれば、その辺り考えてください。
会長	今日で会議は終了ですが、この5年の計画を策定し、5年のスパンは長すぎるので中間年に評価と見直しがあります。人口の動態が変わったり、虐待がもっと増えたり減ったりしているかもしれません。評価にはかなり数値の目標も入れながら評価できるようなシステムになっていますが、こちらに全然数値が入っていないので非常に評価しにくい状況ですが、そういうシステムも同時に走らせています。これをもって答申としたいと思います。委員の皆さんにお諮りをします。この計画の素案をもって審議会の意見を反映した最終案として、市へ答申することとしてよろしいでしょうか。ご異議ございませんか。 (異議なし)
会長	異議がございせんのでこの案で答申することに決めます。 以上で本日の議題はすべて終了いたします。委員の皆様には、計画の策定に

	あたり4回の会議で審議を重ねていただきました。計画策定検討委員会もございました。それぞれのお立場から様々なご意見と会議の運営にご協力を頂戴いたしました。ありがとうございました。 それでは、進行を事務局にお返しいたします。
事務局	奥田会長、ありがとうございました。委員の皆様におかれましても、多くの意見をいただき、本日は計画案の答申を決定いただきありがとうございました。こども政策部長の谷から、一言お礼申し上げます。
谷部長	本日は、皆様方に貴重なご意見をいただきまして、ありがとうございました。 本年の7月の2日から第1回の会議を開催いただきまして、先ほど会長様おっしゃっていただきました、4回の会議、また、策定検討委員会を含めると、5回のご検討をいただいたこととなります。おかげをもちまして、本日です、答申案、答申の手前の修正を事務局の方でさせていただいて、会長様にご確認いただいた上での答申という、その段階まで来ることができました。 この後、先ほどスケジュールで申し上げましたが、議会への報告、また1月にはパブリックコメントを実施しまして、3月での策定というスケジュールで進めさせていただきたいと考えております。 本計画は、第3期の計画といたしまして、令和7年度から令和11年度までの計画でございますが、年々ですね、この子どもの状況は、社会情勢等も含めまして変わってきております。先ほど会長からもお話がありましたが、中間年での見直しも予定されておりますので、今後ともよろしくお願いします。 簡単ではございますが、お礼の言葉にかえさせていただきます。 どうも本日はありがとうございました。

4. 副会長 閉会挨拶 【林副会長】

今も会長が申し上げられましたが、4回にわたる計画の会議、ご苦労さまでございました。

最後の会議は若干委員の欠席が多かったので残念でございますけれども、私も、聞かしていただいている、こういう計画は、毎年の実施計画が次年度の予算に向けて、いろんな面で、市の行政の中で検討されていると思うのですけれども、令和7年度に向けて、5年間の計画でございますが、1年1年の実施計画の部分で、予算も有意義に使っていただきたいなと思います。本当に、少子化、高齢化、大変大きな問題でございますけれども、私ども社会福祉協議会としまして仕事の面でも一番にやはり、子どもさんの今後の少子化を何とか、食い止めたいなとは思っているのですけれども、今後とも、委員の皆様方も、この委員会につきましては、今回最後でございますけれども、また次年度も他の部分でお世話になることもあるかと思うので、よろしくお願いしたいと思います。

本当にお疲れ様でございました。本日は大変ありがとうございました。

5. 閉会